

令和元年度（2019年度）に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査結果の報告

令和元年度（2019年度）に係る定期監査の結果については、令和2年5月19日及び9月1日に議会、知事及び関係ある委員会等に報告（北海道公報第106号及び第135号で公表）した。

第2 監査の結果の基づき講じた措置

【一般会計及び特別会計】

1 不適切な会計処理等を行っているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
《指摘事項》	
<p>(1) 道が事務局を担っていた実行委員会が、イベントの実施に当たり、委託事業者との間で事前に業務委託契約書を取り交わさず、予算を大幅に上回る委託料の請求を受ける事態となったため、実行委員会では業務委託契約書を事後的に取り交わし、委託料の一部として432万円を支払ったが、未払の委託料の支払について、道が当該事業者より民事調停を申し立てられ、解決金として2,373万6,004円を支払っているものがあった。（総合政策部）</p>	<p>道が実行委員会の事務局を担うイベントなどの経費の適正執行に向け、関係法令を遵守するとともに、「実行委員会方式による事業実施マニュアル」をはじめ、「キタデミー賞問題報告書」において取りまとめた改善策について、改めて周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 用地取得委託業務において、業務が完了していないにもかかわらず、虚偽の委託業務完了検査報告書を作成して、業務が完了したものととして委託料を支払っているものが、1件、4億4,565万6,203円あった。 また、これに伴い、財源として国から受けた交付金について返還命令を受けたことから、交付金返還金1件、2億5,545万7,218円、加算金1件、4,368万5,506円の合計2億9,914万2,724円の支出があった。（空知総合振興局）</p>	<p>委託料の支出に当たっては、管理職員による担当職員への適切な指導、助言ができるよう組織的な業務執行管理を行い、業務の進捗管理を十分に行うとともに、検査体制の強化を図るなど、適正な用地取得業務の事務処理に努めます。 また、事務処理の適正化方策を作成して実践するとともに、関係法令等を遵守し、再発防止に努めます。 なお、当該委託料については、改めて現地確認を行って履行状況を精査し、受託者に不履行分に相当する委託料を返還させるとともに、不履行となっていた物件移転について再度受託者と委託契約を締結し、移転を完了させました。</p>
<p>(3) 補助金等の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行わなければならないが、これを行わず、補助指令書を発出しているものが、17件あった。 また、このうち変更承認申請があったものについて、決定書を作成せずに変更指令書を発出しているものが、4件あった。（胆振総合振興局）</p>	<p>補助金等の交付事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、補助指令書及び変更指令書については、発出済の内容で処理する旨決定を行い、あらためて補助事業者へ通知しました。</p>
<p>(4) 公有財産については、公有財産台帳を備え、所在、種別、取得年月日、異動年月日等を記入した上、当該台帳に登録した建物等については、その図面を附属させておかなければな</p>	<p>公有財産の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めるとともに、管理職員によるマネジメントを徹底し、チェック体制の強化を図りま</p>

<p>らないが、これらを行っていないものがあつた。 また、公有財産の管理において、建物を新築により取得した場合は、登記の手続をしなければならないが、これを行っていないものがあつた。 なお、前回までの監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (原子力環境センター)</p>	<p>す。 また、未登記等不動産については、登記等の手続を行いました。</p>
<p>(5) 講師に対する報償費及び旅費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を執行し、また、講師に対する報償費等について支出手続を怠り、平成30年度予算(2018年度)で支出すべきところ、令和元年度(2019年度)予算で支出しているものが、4件、17万8,133円あつた。 (宗谷教育局)</p>	<p>講師に対する報償費及び旅費の支出負担行為の決定に当たっては、組織の内部牽制・相互牽制が機能するよう事前作成・決裁を徹底するとともに、事務処理の進捗状況を一覧にして情報共有を行い、引き続き再発防止に努めます。</p>
<p>(6) 高等学校授業料において、高等学校等就学支援金に係る受給資格を認定されていない者については、授業料を徴収しなければならないが、徴収の手続を怠り、私費により支払っているものが、12件、11万8,800円あつた。 (夕張高等学校)</p>	<p>授業料の徴収事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該授業料については、生徒から徴収し、私費払分については還付の処理を行いました。</p>
<p>(7) 少額工事等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、私費により支払っているものが、5件、9万6,768円あつた。 また、決定書を作成し、支出負担行為を行っているが、私費により支払っているものが、1件、88万5,600円あつた。(網走養護学校)</p>	<p>少額工事等の契約に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、内部牽制・相互牽制が機能するよう、事務処理状況の把握を徹底するとともに、改めて財務会計事務の適正な執行について周知し、再発防止に努めます。 なお、私費払分については、還付の処理を行いました。</p>
<p>(8) 使用料及び賃借料等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)まで、これを行わずに口頭で契約し、私費により支払っているものが、6件、6万8,956円、未払となっているものが、17件、92万6,370円あつた。 また、決定書を作成し、支出負担行為を行っているが、未払となっているものが、14件、2万5,932円あつた。(釧路明輝高等学校)</p>	<p>使用料及び賃借料等の契約に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、契約の支出状況等を常に確認するとともに、内部牽制・相互牽制の充実を図り、再発防止に努めます。 なお、私費払分及び未払分については、還付及び支出の処理を行いました。</p>

2 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの 【道税収入】	

道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税を推進し、納税者の利便性を図るなど収入確保に取り組み、道税全体の収入未済額は減少してきたところであるが、依然として、その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税收確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(総務部)

道税収入については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税種別割について、重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。

具体的には、個人道民税については、各総合振興局等において、全ての市町村と個別に徴収対策に関する意見交換を実施し、道と市町村が連名で行う共同催告や道が滞納事案を引き受けて直接滞納処分を行う直接徴収や徴収嘱託など、市町村の実態に即した効果的な取組を行うとともに、平成29年(2017年)10月に採択した「北海道と道内全市町村による個人住民税の特別徴収推進宣言」を遵守し、引き続き、特別徴収の更なる推進に向けた取組を行います。

自動車税種別割については、納税催告を効率的に行うほか、預貯金や給与の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組みます。

また、インターネットを利用したクレジットカード納税や平成30年度(2018年度)から自動車税種別割以外の税目についても拡大したコンビニ納税についても、広く周知を行うなど、引き続き、道税広報の充実を図り、納期内納税の推進や新たな収入未済額の発生防止に努めます。

《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの 【税外諸収入】

(1) 母子福祉資金貸付金収入等

母子・寡婦・遺児に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、連帯保証人への催告回数を増やすことや過年度未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど、収入の確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(保健福祉部)

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、貸付時に面談を実施の上、償還の意識付けを図るほか、償還金の納入については、原則、口座振替によることとしています。

また、滞納者に対しては、電話や文書、戸別訪問による催告等を引き続き実施するほか、償還促進特別対策期間を設定し、滞納者への償還勧奨を強化する「償還促進特別対策事業」を実施します。

なお、上記取組後も引き続き償還の見込みがないと判断される滞納者については、民間の債権回収会社への委託を行い、未収金の効果的・効率的な回収の取組を進め、収入未済額の縮減に努めます。

児童保護措置費徴収金に係る収入未済については、児童相談所と連携しながら滞納世帯の生活状況の把握に努め、引き続き電話や文書による催告活動を徹底します。

児童扶養手当返還金に係る収入未済については、各振興局において町村との連

	<p>絡を密にし、債権発生の未然防止を図るとともに、債権が発生した場合は情報を迅速に本庁に伝え、早期対応に努めます。</p> <p>また、電話や文書による催告活動を徹底し、収納率の向上に努めます。</p> <p>生活保護返還金に係る収入未済については、保健福祉部で毎年度実施している各振興局に対する生活保護法施行事務監査の場において、滞納者に対する催告の実施のほか、一括して納入することが困難な場合の履行延期の特約及び被保護者の申出による保護費からの直接徴収の活用、さらに収入未済の発生防止に向けた取組状況について聴取の上助言指導を行うなど、債権自体の発生防止や収入未済の縮減に取り組んでおりますが、依然として、収入未済額は多額であることから、令和2年度(2020年度)においても生活保護法施行事務監査の場を通じて、各振興局から債権管理の取組状況などについて重点的に聞き取りを行い、「生活保護法債権管理マニュアル」で示している取組の徹底を図り、収入未済額が縮減されるよう努めます。</p> <p>なお、収入未済額の縮減に向け、直近では令和2年(2020年)3月31日付けで「生活保護法債権管理マニュアル」の見直しを行い、初回の催告は速やかに行うよう記載内容を一部変更したほか、徴収停止や債権放棄に係る記載を追加するとともに、各振興局に対し、同マニュアルを活用した上で適切な債権管理事務に努めるよう指導しています。</p>
<p>(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等</p> <p>中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。(経済部)</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済額については、収入の確保の取組に加え、平成21年度(2009年度)から債権管理回収業務を債権回収会社に委託し、収入未済額の解消に努めているところです。</p> <p>今後とも委託先債権回収会社や関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保に努めるとともに、北海道債権管理条例の適正な運用により、収入未済額の解消を図ります。</p>
<p>(3) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等</p> <p>林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。(水産林務部)</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済額については、平成20年(2008年)4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分毎の対応方針を決定して集中的な直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強</p>

	<p>化により、新たな収入未済額の発生の抑制を図る等の取組を行っているところで す。</p> <p>また、平成25年度（2013年度）から回収業務の一部を債権回収会社に委託しており、なお一層の収入未済額の解消に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については、引き続き面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p>(4) 道営住宅使用料収入等</p> <p>道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（建設部）</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済額については、電話による納付の奨励や督促・催告状による指導を徹底することにより、特に現年度分使用料の収納確保を図るほか、夜間臨戸訪問や滞納者の勤務先訪問等による納付指導を重点的に実施する収納強化月間の設定、相当長期間にわたって滞納が解消されない生活保護受給者に対する保護実施機関による代理納付の実施や家賃等の口座振替の原則化など、収納強化、収入未済額の縮減を図っています。</p> <p>また、高額・悪質滞納者に対しては、住宅明渡請求を行うことにより入居者に納付を促し、滞納額が増加することを抑制しているところです。それでもなお、納付しない者については、住宅明渡請求訴訟を提起するといった法的措置を講じ、道営住宅から退去を求めています。</p> <p>なお、住宅明渡請求の対象については、これまでより更に滞納額の抑制の効果を高めるため、令和2年度（2020年度）から対象者の範囲を拡大するなどの見直しを行いました。</p> <p>このほか、退去後の所在が不明なため収納が困難となっている退去者に係る家賃等の収納業務を弁護士に委託しております。</p> <p>今後も、職員の法的知識や応接技術の向上を目的とした滞納整理研修会の開催をするなどの取組を行い、引き続き収入未済額の縮減と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>堤塘使用料の収入未済金については、徴収事務担当者が出席する各種会議において、滞納整理の事務処理などの説明を行い職員個々の滞納整理に対する知識の向上を図るほか、毎月滞納整理状況の内容を確認し、指導、助言を行います。</p> <p>また、建設管理部から「高額滞納者への対応計画」と「少額滞納者の調査票」の提出を受け、滞納者ごとの対応方針や</p>

	<p>処理計画について、指導、助言を行います。</p> <p>土地区画整理事業資金貸付金の収入未済額については、引き続き債務者や連帯保証人に対する催告や資産調査を継続しつつ、組合経営の健全化により貸付金返済財源が確保されるよう、認可庁及び地元自治体の関与を強く求めるとともに、北海道債権管理条例の適正な運用により、収入未済の解消に努めます。</p>
<p>《指導事項》収入未済額が1,000万円以上となっているもの【税外諸収入】</p>	
<p>(1) 農業改良資金貸付金収入</p> <p>農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。(農政部)</p>	<p>農業改良資金貸付金収入の収入未済については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査などを実施するとともに、引き続き、収入未済の解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催告などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p>(2) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</p> <p>公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(教育庁)</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金については、滞納者から経済状況や今後の償還見通しについて文書で報告を受けたり、所在不明者の戸籍照会及び長期滞納者の保証人への催告強化などに加え、短期滞納者には、督促状の指定期限までに納付しない場合、速やかに催告を行い滞納の長期化の防止に取り組んでいるところであり、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>また、高等学校授業料収入については、未納者に係る債権管理について、教育局が授業料等債権管理票を基に電話や文書による催告を実施するほか、滞納者への家庭訪問を行い、面談により現状を正確に把握することで、個々の滞納者の実情に応じた「授業料滞納確認書・納付計画書」の提出を求めるなどの取組を行っており、引き続き収入の確保に努めます。</p>
<p>(3) 放置違反金収入</p> <p>放置違反金については、文書、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の債権差押えを積極的に実施したことにより、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p>	<p>放置違反金収入については、常に滞納者情報の把握に務め、滞納状況の早期解消に積極的に取り組んでいるところですが、今後も、従前からの取組みである財産調査の徹底による預貯金や給与等財産の差押えを更に強化するほか、公売の実施による効率的な差押財産の換価処分など、滞納の実態に応じた適切な措置を講</p>

(警察本部)

じ、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。

3 経済性、効率性及び有効性の観点からは是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
(1) 支出に係る事項	
《指摘事項》	
電話料金の支出について、電話回線を使用していないにもかかわらず、基本料金を支払っていたため、不経済な支出となっているものが、平成26年度(2014年度)から令和元年度(2019年度)までの期間において、1件、19万4,811円あった。 (札幌道税事務所)	電話料金の支出に当たっては、電話回線の使用実態を確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未使用回線については、令和2年度に解約を行いました。
《指導事項》	
ア 予告表示装置の電気料金の支出において、故障により当該装置を使用していないにもかかわらず、基本料金を支払っていたため、不経済な支出となっているものが、平成26年度(2014年度)から令和元年度(2019年度)までの期間において、2件、2万8,960円あった。 (岩内警察署)	電気料金の支払に当たっては、当該施設の使用状況等を的確に把握し、不経済な支出とならないよう適正な事務処理に努めます。 なお、故障した当該装置に係る電気供給契約については、速やかに解約しました。
イ 一旦休止としているロードヒーティングについて、廃止の是非についての検討が十分になされなかったため、長期間休止状態のまま、電気料金を支払っているものがあった。 (空知総合振興局)	電気料金の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、令和2年度及び令和3年度に契約を解除しました。
ウ レンタカーの借上げにおいて、借上げる必要がなくなったにもかかわらず、キャンセルしなかったことから、不経済な支出となっているものが、1件、7,236円あった。 (空知総合振興局)	物品の借上契約に当たっては、不経済な支出とならないよう、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
(2) 財産に係る事項	
《指摘事項》	
オンラインネットワーク用端末装置の賃貸借契約において、パソコン等周辺機器を賃借し、賃借料を支出しているが、一部の機器について、全数量使用していないものが、300台、17万2,242円あった。 (警察本部)	物品の賃借に当たっては、その目的に応じた最も効果的かつ経済的な執行計画に基づき、適正な事務処理に努めます。
《指導事項》	
ア 庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業	未利用地のうち、利用見込みのない土地については、行財政運営方針に基づき、遊休資産の売却に取り組むとともに、直

<p>者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、依然として処分可能な未利用地が多数あることから、更に売却等の処分の促進を図る必要がある。 (総務部)</p>	<p>ちに売却できないものや、土地を引き続き保有することが適当と考えられるものについて、貸付を行うなど、歳入の確保に努めているところです。 遊休資産の売却や、貸付による歳入確保は重要であることから、今後とも、未利用地情報の道ホームページへの掲載や、宅地建物取引業者への仲介依頼などのこれまでの取組に加え、国や他都府県の取組なども伺いながら、取組を行い、遊休資産の有効活用に努めます。</p>
<p>イ 物品の処分において、公用車を廃車した際に、当該自動車の車検の残存期間に係る自動車重量税相当額や自賠責保険の残存期間に係る保険料相当額の還付を受けることができる場合は、これらの還付を行うこととされているが、一時抹消登録の手続が遅延したことから、車検有効期間が満了し、これを行っていないものが、1台分、1万8,663円あった。 (総務部)</p>	<p>公用車の車検の残存期間に係る自動車重量税相当額等の還付手続に当たっては、手続に遅延が生じることのないよう、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

4 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 総則	
《指摘事項》	
<p>税外諸収入の徴収停止を決定するときは、代表課長及び総務部長に合議しなければならないが、補助金の返還金に係る徴収停止の決定において、合議をしていないものが、3件、1億5,139万6,000円あった。(環境生活部)</p>	<p>徴収停止の決定に当たっては、代表課長等への合議を確実にを行うとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、合議先に対しては、徴収停止の決定内容について、合議の上、報告を行いました。</p>
(2) 収入に係る事項	
《指導事項》	
<p>ア 診療所使用料の収納事務において、医療費の自己負担金が当該月の末日までに完納されないときは、その未納額について月末に調定を行わなければならないが、調定が遅延しているものがあった。(留萌振興局)</p>	<p>診療所使用料に係る調定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 診療所使用料の収納事務において、収入取扱員が現金で領収した金額と異なる金額を指定金融機関に払い込んでいるものがあった。 また、現金の収納事務に係る日常検査の検査員は、収納事務が適正に処理されているかを検査しなければならないが、この事</p>	<p>診療所使用料の収納事務及び日常検査の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>案について、適正に処理されているものとして、日常検査を完了していた。 (留萌振興局)</p>	
<p>ウ 都市公園使用料については、法令等により納入期限が定められているが、納入期限から相当期間経過した後に調定を行うなど、事務処理が遅延しているものがあった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>都市公園使用料の調定に当たっては、未調定及び金額等の誤りを防止するため、占用物件等の一覧表を作成し、課内で相互チェックを行い、関係法令等を確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 収入取扱員が1万円未満の現金を領収したときは、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、15件、10万9,680円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>収入取扱員による現金の払込みに当たっては、職員に関係法令等の周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 診療所使用料等について、履行期限までに納入しない者がいるときは、履行期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。(釧路総合振興局)</p>	<p>診療所使用料等の督促に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該納付義務者に対しては、督促状の送付や電話等で督促を行いました。</p>
<p>カ 看護学院授業料及び寄宿舎使用料について、納付義務者が納期限までに完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。 (江差高等看護学院)</p>	<p>授業料及び寄宿舎使用料の督促に当たっては、滞納者台帳を作成し、情報共有及び督促を徹底し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該納付義務者に対しては、督促状の送付や電話等で督促を行いました。</p>
<p>キ 第二種普通財産の土地貸付料の調定において、納期の一定した収入については、納期前20日以内に調定するものとされているが、これが遅延しているものがあった。 (教育庁)</p>	<p>第二種普通財産の土地貸付料の調定に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、管理職員による処理状況の定期的な確認等の内部牽制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ク 行政財産の使用許可に係る加算料金の徴収において、許可面積の算定を誤ったことから、過少となっているものが、1件、1万264円あった。 (教育庁)</p>	<p>行政財産の使用許可に係る加算料金の徴収に当たっては、申請者から提出のあった申請書及び添付書類の点検を十分に行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 報酬、職員手当等、賃金</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>特別職非常勤職員の報酬の支給については、学校から報告される勤務実績に係る関係書類に基づき、教育局において報酬の額を確認し、支出することとされているが、学校において付与すべき年次有給休暇の時期を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理していたにもかかわらず、確認が十分でなかったことから、過</p>	<p>報酬の支給に当たっては、制度の周知徹底を図るとともに、学校から提出される出勤簿及び休暇等処理簿の確認を十分に行い、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>

払いとなっているものが、3名分、12万6,400円あった。
(十勝教育局)

《指導事項》

(7) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給対象となる業務以外の業務を支給対象とし、手当を支給したため、過払いとなっているものが、2部局で、3名分、3万1,000円あった。

(単位：名、円)

部 局 名	人 数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	1	7,000
留 萌 振 興 局	2	24,000
計	3	31,000

管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(イ) 管理職員特別勤務手当の支給について、手当の支給区分を誤ったため、過払いとなっているものが、1名分、7,000円あった。

(石狩振興局)

管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(ウ) 賃金及び報酬の支給について、臨時職員等が2箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上を勤務した場合には、有給休暇を3日付与することとされているが、これを付与せず、欠勤として処理したことから、未支給となっているものが、2部局で、2名分、1万3,445円あった。

(単位：名、円)

部 局 名	人 数	金 額
石 狩 振 興 局	1	7,065
胆 振 総 合 振 興 局	1	6,380
計	2	13,445

臨時職員等に対する賃金及び報酬の支給に当たっては、令和2年度からは会計年度任用職員の報酬支給の取扱いとなったため、引き続き、任用期間や休暇処理簿の確認を十分に行うなど、適正な事務処理に努めます。

なお、未支給分については、追給の処理を行いました。

(エ) 非常勤の委員等に対する報酬については、職務に従事したときの翌月10日までに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、3名分、6万円あった。

(胆振総合振興局)

委員等に対する報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(オ) 通勤手当の支給において、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、手当を支給することはできないが、これを支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、9,200円あった。(檜山振興局)

通勤手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(カ) 特別職非常勤職員の報酬の支給において、付与すべき年次有給休暇の時期を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理したことから、過払いとなっているものが、1名分、7,254円あった。(檜山振興局)

報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(キ) 特殊勤務手当の支給において、看護師等養成指導手当の額は、一の月において看護

特殊勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努

<p>師等の養成指導に従事した日の合計が8日以上であり、その月の初日から末日までの間において、週休日、休日等以外の日の合計の2分の1以下の場合にあつては、当該手当の月額に100分の60を乗じて得た額としなければならないが、これを適用することなく月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万3,200円あった。 (江差高等看護学院)</p>	<p>めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(ク) 臨時職員の賃金の支給については、学校から報告される勤務実績に係る関係書類に基づき、教育局において賃金の額を確認し、支出することとされているが、学校において付与できない有給休暇を付与するなど、欠勤を有給休暇として処理していたにもかかわらず、確認が十分でなかったことから、過払いとなっているものが、2名分、3万1,970円あった。 (胆振教育局)</p>	<p>臨時職員の賃金の支給に当たっては、令和2年度から会計年度任用職員の報酬支給の取扱いとなったため、引き続き任用期間や休暇処理簿の確認を十分に行うなど適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、賃金との相殺及び返納の処理を行いました。 また、管内道立学校に対しては、年休の付与に係る事務連絡を発出し、注意喚起を行いました。</p>
<p>(ケ) 特別職非常勤職員の報酬の支給については、学校から報告される勤務実績に係る関係書類に基づき、教育局において報酬の額を確認し、支出することとされているが、学校において付与すべき年次有給休暇の時期を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理していたにもかかわらず、確認が十分でなかったことから、過払いとなっているものが、1名分、1万8,750円あった。 (胆振教育局)</p>	<p>報酬の支給に当たっては、任用期間や休暇処理簿の確認を十分に行うなど適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。 また、管内道立学校に対しては、年休の付与に係る事務連絡を発出し、注意喚起を行いました。</p>
<p>イ 負担金、補助及び交付金</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(ア) 消防ヘリコプター航空応援出動負担金の支出において、相手方が発行した納入通知書により納期限までに支払うこととされているが、これを超えて支出しているものが、1件、76万346円あった。 (総務部)</p>	<p>負担金の支出に当たっては、支払遅延が生じないように、事務処理の進捗状況を複数の職員で確認するなど再発防止策を講じるとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 負担金の支出において、協定に基づき所定の期限までに支払うこととされているが、この期限を超えて支払っているものが、3件、3,497万2,000円あった。(空知総合振興局)</p>	<p>負担金の支出に当たっては、支払等の処理期限を確認するためのチェックリストを作成するとともに、複数の職員で情報共有を行い、支払遅延が発生することのないよう関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 補助金の執行において、補助対象事業の内容が建設工事にかかるものである場合は、補助指令書において、建設工事が完成したときは、工事完成届を提出することを交付条件とするとともに、当該建設工事の完成検査をしなければならないが、これらを行っていないものがあつた。</p>	<p>補助金の執行に当たっては、建設工事の完成検査を実施するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該補助対象事業については、現地において工事目的物を確認し、完成検査を実施しました。</p>

(胆振総合振興局)	
<p>(イ) 政務活動費の収支報告書等の提出があったときは、収支報告書や領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを確認するとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、計上された経費が政務活動費を充てることのできる期間の対象とならないものや同一の経費が二重に計上されているものなど、提出された領収書等の写しの内容を十分に確認していないものがあった。 (議会事務局)</p>	<p>政務活動費の収支報告書等については、政務活動費の執行に係る留意事項に従って記載等がされているかを複数職員で確認するなど、領収書の写しなどの提出書類に記載漏れ等の不備がなくなるよう対応していきます。 また、会派及び議員に提出依頼をする際に、提出に係る注意事項により周知を図ってまいります。</p>
ウ その他	
《指摘事項》	
<p>(ア) 講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に決定書を作成しているものが、2件、14万8,000円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>報償費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、執行する報償費に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当を受けないまま、事業を実施しているものが、4件、187万3,944円あった。 また、実習指導等謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に決定書を作成しているものが、5件、81万3,435円あった。 (網走高等看護学院)</p>	<p>報償費の執行に当たっては、これまで支払時に作成していた予算管理簿を支出負担行為時に作成することに改め管理するほか、予算の不足が見込まれるときには、速やかに本庁関係課へ連絡して予算の追加配当の依頼を行うなど、予算不足防止に努めます。 また、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するほか、内部でのチェック体制を強化するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 臨時職員の任用において、当該月の給与の支給日は、翌月の10日とされているが、この期日を超えて支出しているものが、8件、117万2,259円あった。 また、給食調理委託業務契約において、委託料は契約書に基づき、毎月末日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、43万5,177円あった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (石狩教育局)</p>	<p>臨時職員の賃金の支給に当たっては、令和2年度から会計年度任用職員の報酬支給の取扱いとなったため、引き続き任用期間や休暇処理簿の確認を十分に行うなど適正な事務処理に努めます。 また、給食調理委託業務契約に係る委託料の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めるとともに、支出管理状況一覧を作成し、支払遅延の再発防止に努めます。</p>
<p>(エ) 使用料及び賃借料の支出において、平成27年度(2015年度)予算で支出すべきところ、令和元年度(2019年度)予算で支出しているものが、1件、5万4,000円あった。 (平取養護学校)</p>	<p>支出事務に当たっては、支出漏れ等のないよう十分な確認を徹底するなど、内部牽制を強化し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

《指導事項》													
<p>(7) 倉庫の賃貸借契約において、賃貸借料は契約に基づき、当該月分に係る賃貸借料を翌月30日までに支払うこととされているが、この期限を超えて支払っているものが、1件、6万7,392円あった。 (建設部)</p>	<p>賃貸借料の支出に当たっては、支払遅延が発生することのないよう、関係職員相互に支払期限の確認を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(4) 資金前渡員は、職員がやむを得ずクレジットカードを使用し、私費により立て替えて支払ったときは、クレジットカード利用代金明細書が発行され、当該立替金の額が確定した後に、立替を行った職員に対し、当該立替金を支払うこととされているが、クレジットカード利用代金明細書が発行される前に、前渡資金により立替金を支払っているものが、1件、1万9,380円あった。 (石狩振興局)</p>	<p>職員が行った立替払金の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(ウ) 報償費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に決定書を作成しているものが、2部局で、3件、4万7,700円あった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>檜 山 振 興 局</td> <td>1</td> <td>34,500</td> </tr> <tr> <td>釧 路 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>47,700</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	檜 山 振 興 局	1	34,500	釧 路 総 合 振 興 局	2	13,200	計	3	47,700	<p>報償費の執行に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額											
檜 山 振 興 局	1	34,500											
釧 路 総 合 振 興 局	2	13,200											
計	3	47,700											
<p>(イ) 会場借上げに係る契約を締結しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、2万1,060円あった。 (石狩教育局)</p>	<p>会場借上げに係る契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為決定書の事前作成・決裁を徹底するとともに、管理職員による業務の進捗管理を行い、組織の内部牽制・相互牽制が機能するよう取り組み、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(オ) 就学奨励費の支弁において、支弁区分を決定するときは、生計を一にする住民票上同一世帯に登録されている者等の全員の収入額により決定することとなるが、一部の者の収入額を確認しなかったことから、支弁区分の決定を誤り、過払いとなっているものが、1名分、3万5,175円あった。 (余市養護学校)</p>	<p>就学奨励費の支弁区分の決定に当たっては、同一世帯全員の収入状況の確認を十分に行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>												
(4) 契約に係る事項													
ア 工事契約													
《指導事項》													
<p>少額工事の完成検査において、検査員は、</p>	<p>少額工事の完成検査に当たっては、関</p>												

仕様書及び設計図書その他の関係書類に基づき、実地検査を行わなければならないが、これを行っていないものが、4件あった。
(総合政策部)

係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

イ 委託契約

《指摘事項》

(7) 業務委託契約において、契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とする事とされているが、条件に違反した見積書を誤って收受し、予定価格を超えた金額により契約を締結しているものが、1件、580万4,040円あった。
なお、この見積書は権限を委任されていない代理人からのものであった。(経済部)

業務委託契約の締結に当たっては、複数の職員により契約の手続を確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(4) 庁舎清掃業務委託契約において、年度開始前に長期継続契約を締結する場合には、契約担当者等は、歳出予算の配当予定額の通知を受け、当該歳出予算の配当予定額の範囲内で予定価格を算出し、入札等の契約事務を行わなければならないが、これを超えて予定価格及び契約締結の決定を行っているものが、1件、205万2,000円あった。
(空知総合振興局)

長期継続契約の入札執行に当たっては、歳出予算配当予定額の通知を十分確認の上、その範囲内で予定価格を決定するとともに、決裁関係職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。

(7) 委託契約において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、2部局で、2件、2,549万4,912円あった。

(単位：件、円)

部局名	件数	契約名	金額
石狩振興局	1	庁舎等清掃業務委託契約	1,658,880
衛生研究所	1	ボイラー等運転管理業務委託契約	23,836,032
計	2		25,494,912

委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(7) 委託契約において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、2件、537万8,400円あった。(渡島教育局)

委託契約の予定価格の積算に当たっては、業務の数量や内容を的確に把握した上で行うとともに、業務の進捗管理の徹底や積算内容を複数の職員でチェックするなど内部牽制を強化し、再発防止に努めます。

(1) 庁舎清掃業務委託契約の予定価格の積算において、積算に用いた労務数量を誤って算出したことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、4部局で、4件、54万6,983円あった。

(単位：件、円)

部局名	件数	金額
石狩振興局	1	86,940
十勝総合振興局	1	230,580

委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

釧路総合振興局	1	52,343
根室振興局	1	177,120
計	4	546,983

(注) 令和2年3月まで十勝総合振興局の
出先機関であった帯広児童相談所は、当
該総合振興局の中で整理した。

(オ) 庁舎等清掃業務委託契約の予定価格の積算において、積算に用いた一般管理費等率などを特段の理由もなく最高値を用いて算出したことなどから、予定価格が過大となり、契約金額が割高になっているものが、2部局で、2件、116万9,186円あった。

(単位：件、円)

部局名	件数	金額
胆振総合振興局	1	219,542
心身障害者総合相談所	1	949,644
計	2	1,169,186

委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(カ) 工事に係る実施設計委託業務において、最低制限価格を低く設定しているものが、2件あった。

このうち、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、341万円あった。

(十勝総合振興局)

委託契約の最低制限価格の設定に当たっては、積算内容を確認の上、適正な事務処理に努めます。

(キ) 委託契約において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、2部局で、2件、1,880万2,800円あった。

(単位：件、円)

部局名	件数	契約名	金額
農業大 学 校	1	庁舎清掃委託 業務契約	7,436,880
江差高等看護学院	1	寄宿舎管理及び 警備業務委託契約	11,365,920
計	2		18,802,800

委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(ク) 道立学校ボイラー等管理業務委託契約において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、2件、3,344万4,360円あり、このほか、予定価格が過少となっているものが、1件、76万2,480円あった。

また、校舎等清掃業務委託契約において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、199万9,080円あった。

(空知教育局)

業務委託契約の積算に当たっては、関係法令、関係資料の再確認等を今一度行い、積算内容を的確に把握するとともに、複数体制で積算をチェックするなど、再発防止に努めます。

《指導事項》

(フ) 随意契約の方法による取得財産の鑑定評価契約において、2人以上の者から見積書を

随意契約による取得財産の鑑定評価契約に当たっては、関係法令等を遵守し、

<p>徴さなければならないが、特段の理由もなく1人の者からのみ見積書を徴取し、契約を締結しているものがあった。</p> <p>また、同契約において、代表者の押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効としていた。 (総務部)</p>	<p>適正な事務処理に努めます。</p>			
<p>(イ) 原子力防災ネットワーク装置保守管理業務契約において、積算に用いる作業人工数を誤って算出したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、240万7,891円あった。 (総務部)</p>	<p>保守管理業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>			
<p>(ウ) 委託契約において、平成31年(2019年)4月1日から令和元年(2019年)10月1日の前日までに契約を締結し、令和元年(2019年)10月1日以後に業務を完了する契約については、経過措置の適用がある契約を除き、消費税及び地方消費税の税率は、10パーセントを適用した契約を締結しなければならないが、8パーセントの税率を適用したことから、契約金額が過少となっているものが、1件、3万1,644円あった。 (保健福祉部)</p>	<p>委託の契約事務に当たっては、消費税及び地方消費税の適用税率に関する取扱いについて十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>			
<p>(エ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、コンソーシアムの構成員及び単体企業等が道内に本社又は事業所等を有する者であることを参加資格要件の一つとして定めているが、この要件を満たさない構成員を含むコンソーシアムについて参加資格要件を満たしているものと認め、企画提案書の提出を受けて契約を締結しているものがあった。 (経済部)</p>	<p>公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、参加資格要件の取扱いについてチェックリストを作成し、複数職員で確認するなど、チェック体制を強化し適正な事務処理に努めます。</p>			
<p>(オ) 消防用設備保守点検業務委託契約等の予定価格の積算において、積算基準で定められている一般管理費等率などを用いることとされているが、特段の理由もなく、これらを適用せず算出したことから、予定価格が過少となっているものが、2件、12万8,389円あった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>予定価格の作成に当たっては、委託業務に係る積算に関する知識習得を図るとともに、管理職員による積算内容の確認などを徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>			
<p>(カ) 浄化槽点検保守業務委託契約において、積算に用いる労務単価を誤って適用して算出したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、3万4,247円あった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>委託契約に係る予定価格の積算に当たっては、積算内容を十分確認し、業務の実態等に適合した労務単価を用いるなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>			
<p>(キ) 監視制御設備保守点検業務委託契約の予定価格の積算において、積算基準で定められている一般管理費等率などを用いることとされているが、率の適用を誤って算出したことから、予定価格が過少となっているものが、2部局で、2件、32万310円あった。 (単位：件、円)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">部 局 名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">件 数</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	部 局 名	件 数	金 額	
部 局 名	件 数	金 額		

農 業 大 学 校	1	221,400
心身障害者総合相談所	1	98,910
計	2	320,310

(ク) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる人件費等について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万2,575円あった。(教育庁)

委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(ケ) 工事に係る委託業務の競争入札においては、関係部長等が定める基準に基づき、最低制限価格を設定することとされているが、この基準によることなく最低制限価格を設定していた。
また、当該入札は、入札書の提出と同時に委託費内訳書を提出させなければならないが、入札の公告等において、その旨を明らかにしなかったことから、委託費内訳書が提出されていなかった。(日高教育局)

工事に係る委託契約の競争入札に当たっては、関係部長等が定める基準に基づき、最低制限価格を設定し適正な事務処理に努めます。
また、入札の公告に当たっては、入札書の提出と同時に、委託費内訳書の提出が必要である旨を明記するなど、適正な事務処理に努めます。

ウ その他の契約

《指摘事項》

同一会計年度に同一種類の契約が2以上あり、これら契約の予定価格の合計額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定する総務大臣の定める額以上となる場合は、当該政令が適用される調達契約の手続を行わなければならないが、パーソナルコンピュータの賃貸借契約において、この額以上となることが明らかであったにもかかわらず、この手続を行わずに競争入札に付しているものが、1件、2,921万2,189円あった。(後志教育局)

同一会計年度における同一種類の調達契約の執行に当たっては、配当予算額や調達予定の確認を行い、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

(7) 物品の購入契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。(水産林務部)

物品購入契約における予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(7) 物品の購入契約において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。(網走警察署)

予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(イ) 自動車の賃貸借契約において、契約の適

自動車の賃貸借契約の附属品等交換の

<p>正な履行を確保するために必要な監督又は検査をすることとされているが、これを実施に行わなかったことから、契約書で定めた附属品の交換が行われていないものがあった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>履行確認については、交換時期に速やかに契約業者に連絡するほか、管理職員による履行確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 財産に係る事項</p>	
<p>ア 公有財産</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>公有財産については、公有財産台帳を備え、所在、種目、取得年月日、価格等を記入した上、当該台帳に登録し、その図面を附属させておかなければならないが、これらを行っていないものなどがあつた。 また、公有財産の登録に際して種目及び耐用年数を誤ったことから、5年ごとに行う価格改定後の台帳価格が高く算出されているものがあった。 (旭川方面本部)</p>	<p>公有財産台帳の調製等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、未調整であつた公有財産台帳については、修正登録等を行いました。</p>
<p>イ 物品</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>動物管理に係る医薬品等の管理において、医薬品等取扱責任者は、危険医薬品ごとに危険医薬品記録簿を作成し、受払い等の都度、管理状況を記録しなければならないが、これらを行っていないものがあった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>危険医薬品の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 債権・基金</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>自動販売機設置に係る建物貸付収入債権については、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあった。 (江差高等看護学院)</p>	<p>建物貸付収入債権に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>ア 積算</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>河川工事において、盛土と敷砂利により造成した仮設道路の撤去の積算に当たり、敷砂利分を計上しなかったため、設計金額が69万3,000円過少となつていた。(後志総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算条件の確認を徹底するよう関係職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>
<p>イ 事務処理</p>	

《指導事項》	
(7) 道路改良工事において、舗装の改修に当たり、発注者の判断により設計図書に明示している施工範囲を変更する場合には、設計図書の変更内容を受注者に通知して行う通常的设计変更として扱うこととされているが、これを行わずに概数の確定による設計変更で処理していた。(十勝総合振興局)	概数発注に係る数量の確定に当たっては、工事施工協議簿により数量を確定した後、着手するよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。
(4) 道路改良工事において、交通誘導警備員数の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。(十勝総合振興局)	概数発注に係る数量の確定に当たっては、工事施工協議簿により数量を確定した後、着手するよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。
(7) その他	
《指導事項》	
ア 資金前渡員の所掌する現金の出納事務において、資金前渡員に異動があった場合には、異動発令の日以後10日以内に、検査員を定めて、部内検査を行うこととされているが、これらを行っていないものがあつた。(胆振総合振興局)	資金前渡に係る部内検査については、関係法令の知識の習得を図るとともに、内部牽制を徹底し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
イ 資金前渡員は、その保管に属する現金の出納を明らかにするため、前渡資金経理簿を備え、必要な事項を記録しておかなければならないが、これを作成していないものがあつた。(胆振総合振興局)	資金前渡に係る現金の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
ウ 収入取扱員は、出張徴収により歳入金を受納する場合において、現金領収証書に収入取扱員印を事前に押印する必要があるときは、あらかじめ、部局長等の承認を得て、白券の現金領収証書に押印することとされているが、承認を得ることなく公印を押印し、現金領収証書を使用しているものがあつた。(胆振総合振興局)	収入取扱員の出張徴収における現金収納事務に当たっては、部局長等の承認を得てから現金領収証書に収入取扱員印を押印することを徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
エ 収入取扱員の所掌する現金の出納事務については、収入取扱員に異動があつた場合において、検査員を定めて、部内検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。(余市養護学校)	収入取扱員の所掌する現金の出納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

5 公用車による交通事故等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 公用車による交通事故	
《指摘事項》賠償金、修繕費用等が、1件100万円以上の支出があるもの	

《指導事項》賠償金、修繕費用等が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）

《指摘事項》

公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、98件、2,943万8,166円の支出等があった。

なお、全損により、1台の廃車があった。
(警察本部)

注1 各方面本部及び警察署を含む。

注2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

公用車の交通事故防止に当たっては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。

《指導事項》

公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、計16部局で、46件、958万1,291円の支出があった。

【修繕費用等の合計】 (単位：件、円、台)

部局名	件数	金額	全損による廃車
総務部	2	430,726	
空知総合振興局	6	1,035,916	
後志総合振興局	1	109,315	
胆振総合振興局	3	578,602	
日高振興局	3	558,461	
渡島総合振興局	2	295,943	
檜山振興局	1	236,153	
上川総合振興局	4	544,063	
留萌振興局	2	940,106	
宗谷総合振興局	1	130,526	
オホーツク総合振興局	12	2,791,659	
十勝総合振興局	2	292,731	
釧路総合振興局	4	1,089,728	
根室振興局	1	167,387	
原子力環境センター	1	219,095	
江差高等看護学院	1	160,880	
計	46	9,581,291	

(注) 令和2年3月まで上川総合振興局の出先機関であった旭川児童相談所は、当該総合振興局の中で整理した。

公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故防止の注意喚起を行うとともに、公用車事故を分析し運転時等の注意事項等を記載した「交通事故速報」を各職場に周知し啓発を行っているほか、平成27年(2015年)12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど安全運転に対する意識の高揚を図っているところです。

また、事故を起こした職員に対してもその責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。

引き続き、職員に対し、あらゆる機会を通じて注意喚起の取組を行うとともに、交通安全に対する意識の高揚を図り交通事故の防止に努めます。

《指導事項》

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、11万3,555円の支出があった。
(小樽高等支援学校)

公用車による交通事故防止の対策については、管理職員から職員に対して交通違反・事故防止のための注意喚起や職場研修の実施に取り組んでいるところです。

今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に一層努めます。

(2) 行政事故

《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの

<p>職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、1件、16万4,593円の支出があった。 (日高振興局)</p>	<p>職務執行における行政事故防止に当たっては、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の再発防止に努めます。</p>
<p>職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、3件、51万3,417円の支出があった。 (警察本部)</p>	<p>職務執行中における行政事故防止に当たっては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>

(3) 管理瑕疵

《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの

<p>施設等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、計3部局で、3件、139万8,847円の支出があった。 【賠償金の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産林務部</td> <td>1</td> <td>125,904</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>1</td> <td>695,635</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局</td> <td>1</td> <td>577,308</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>1,398,847</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	件数	金額	水産林務部	1	125,904	空知総合振興局	1	695,635	石狩振興局	1	577,308	計	3	1,398,847	<p>施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、関係機関等との連携や不具合箇所の早期発見・早期補修を行うなど、同様の事故が発生しないよう維持管理の徹底に努めます。</p>
部局名	件数	金額														
水産林務部	1	125,904														
空知総合振興局	1	695,635														
石狩振興局	1	577,308														
計	3	1,398,847														
<p>施設等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、31万4,930円の支出があった。 (上川教育局)</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、定期的に点検を行い、事故が発生しないよう維持管理の徹底に努めます。</p>															

6 物品の損傷等が発生しているもの

監査報告の内容	講じた措置																																
<p>(1) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの</p>																																	
<p>《指摘事項》修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの 《指導事項》修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）</p>																																	
<p>《指摘事項》 物品の損傷が発生し、修繕費用として、計13部局で、32件、408万142円の支出があった。 【修繕費用の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>損傷物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農政部</td> <td>1</td> <td>150,337</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>1</td> <td>100,595</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>5</td> <td>1,331,896</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局</td> <td>2</td> <td>250,484</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>4</td> <td>453,249</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>3</td> <td>173,298</td> <td>パーソナルコンピュータ、 公用車</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>1</td> <td>158,500</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	件数	金額	損傷物品	農政部	1	150,337	公用車	建設部	1	100,595	パーソナルコンピュータ	空知総合振興局	5	1,331,896	公用車	石狩振興局	2	250,484	パーソナルコンピュータ	後志総合振興局	4	453,249	公用車	胆振総合振興局	3	173,298	パーソナルコンピュータ、 公用車	渡島総合振興局	1	158,500	パーソナルコンピュータ	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>
部局名	件数	金額	損傷物品																														
農政部	1	150,337	公用車																														
建設部	1	100,595	パーソナルコンピュータ																														
空知総合振興局	5	1,331,896	公用車																														
石狩振興局	2	250,484	パーソナルコンピュータ																														
後志総合振興局	4	453,249	公用車																														
胆振総合振興局	3	173,298	パーソナルコンピュータ、 公用車																														
渡島総合振興局	1	158,500	パーソナルコンピュータ																														

日高振興局	2	160,842	公用車
上川総合振興局	6	672,613	パーソナルコンピュータ、 公用車等
オホーツク総合振興局	2	234,493	公用車
釧路総合振興局	2	92,976	公用車
根室振興局	2	160,459	パーソナルコンピュータ、 公用車
札幌道税事務所	1	140,400	パーソナルコンピュータ
計	32	4,080,142	

(注) 令和2年3月まで渡島総合振興局の出先機関であった函館児童相談所は、当該総合振興局の中で整理した。

《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計2部局で、2件、2万2,220円の支出があった。

【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
経済部	1	7,480	パーソナルコンピュータ
留萌振興局	1	14,740	公用車
計	2	22,220	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

《指摘事項》

パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、6万4,800円の支出があった。(南幌養護学校)

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することのないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計2部局で、2件、8万5,730円の支出があった。

【修繕費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
教 育 庁	1	44,280	パーソナルコンピュータ
釧路教育局	1	41,450	公用車
計	2	85,730	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することのないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

《指摘事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計6部局で、7件、56万6,227円の支出があった。

【修繕費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
警 察 本 部	1	87,912	シュレッダー
旭川方面本部	1	71,388	公用車
芦別警察署	1	120,150	公用車
岩内警察署	1	86,790	公用車
函館中央警察署	1	86,886	公用車
旭川中央警察署	2	113,101	公用車、可搬式速度測定装置
計	7	566,227	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

《指導事項》

デジタル一眼レフカメラの損傷が発生し、修繕費用として、1件、1万780円の支出があった。(美深警察署)

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

(2) 物品の亡失

《指摘事項》													
<p>ア 物品の亡失が発生した部局が、5部局あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>亡失物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td>共通乗車券</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>給油カード</td> </tr> <tr> <td>日高振興局</td> <td>給油票</td> </tr> <tr> <td>留萌振興局</td> <td>機械警備ICカード</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>電子キー</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	亡失物品	総合政策部	共通乗車券	胆振総合振興局	給油カード	日高振興局	給油票	留萌振興局	機械警備ICカード	釧路総合振興局	電子キー	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>
部局名	亡失物品												
総合政策部	共通乗車券												
胆振総合振興局	給油カード												
日高振興局	給油票												
留萌振興局	機械警備ICカード												
釧路総合振興局	電子キー												
<p>イ 物品の亡失が発生した部局が、4部局あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>亡失物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美唄聖華高等学校</td> <td>電子キー</td> </tr> <tr> <td>新十津川農業高等学校</td> <td>共用キー</td> </tr> <tr> <td>室蘭工業高等学校</td> <td>電子キー</td> </tr> <tr> <td>天塩高等学校</td> <td>電子キー</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	亡失物品	美唄聖華高等学校	電子キー	新十津川農業高等学校	共用キー	室蘭工業高等学校	電子キー	天塩高等学校	電子キー	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>		
部局名	亡失物品												
美唄聖華高等学校	電子キー												
新十津川農業高等学校	共用キー												
室蘭工業高等学校	電子キー												
天塩高等学校	電子キー												
<p>ウ 物品の亡失が発生した部局が、2部局あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>亡失物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白石警察署</td> <td>ICカード乗車券</td> </tr> <tr> <td>倶知安警察署</td> <td>駐在所住宅用玄関の鍵</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	亡失物品	白石警察署	ICカード乗車券	倶知安警察署	駐在所住宅用玄関の鍵	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>						
部局名	亡失物品												
白石警察署	ICカード乗車券												
倶知安警察署	駐在所住宅用玄関の鍵												

7 その他是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
(1) 経営に係る事業の管理	
《指摘事項》	
<p>ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年(2011年)に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年(2016年)3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、更なる発売拡大の取組などにより、令和元年度(2019年度)の投票券発売額は、330億8,214万円で、単年度収支は、14億3,326万円となり、平成25年度(2013年度)から7年連続で単年度収支が黒字となっている。</p> <p>令和元年度においても、単年度収支の黒字に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、借入金累計は、232億5,485万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向け、引き続き経営の改善を図る必要がある。(農政部)</p>	<p>令和2年度(2020年度)は、「第2期北海道競馬推進プラン」を着実に推進し、安定した収支構造の確立に向け、魅力ある番組づくりやレース情報の提供の充実等により、発売拡大を図るとともに、JRA及び他の地方競馬との相互発売を実施することなどにより、引き続き収益確保に努めます。</p> <p>令和2年度(2020年度)においては、次のような取組を行いました。</p> <p>〔魅力ある番組づくり〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○JBC2歳優駿の開催 ○本賞金・諸手当及び賞金配分率の一部引上げ ○重賞競走の新設、一部重賞競走の格上げ ○競走馬購入費補助事業の新設 <p>〔発売対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場外発売所AibaにおけるJRA馬券の発売、南関東競馬全レースの発売 ○特別区競馬組合(大井競馬場)とのJ

	BC共同開催による連携強化 ○競馬ファン向けの対応として場内パドックビジョンの新設
(2) 不適当な筆記具を使用しているもの	
《指導事項》	
行政文書事務については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、少額工事施行決定書及び役務費執行決定書兼支出命令書について、書換え可能な筆記具で作成されているものがあった。(総務部)	公文書の作成に当たっては、書換え可能な筆記具を使用しないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。
行政文書事務については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、物品購入決定書兼支出命令書及び物品内訳書について、書換え可能な筆記具で作成されているものがあった。(議会事務局)	公文書の作成に当たっては、書換え可能な筆記具を使用しないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

【公営企業会計】

1 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
経営に係る事業の管理	
《指摘事項》	
(1) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億7,617万969円と9年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は75億17万2,843円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、令和2年度(2020年度)からの「北海道企業局経営戦略」にある、計画期間内の未処理欠損金の解消に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)	工業用水道事業の経営については、更なる経営基盤の強化を図るため、「北海道企業局経営戦略」(令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度))を策定し、経営改善に取り組んでいます。 特に、石狩湾新港地域工業用水道については、需要の拡大による収益の増加が喫緊の課題であるという認識のもと、庁内の企業誘致部局等が連携して「需要開拓促進連絡会議」を組織し、配水管路沿線に立地する企業等に対する新規受水や増量の働きかけ、当該地域における企業誘致等の取組を行っています。 また、道営工業用水道に関する道民理解の促進を図るため、広報誌「工水だより」やダムカード、工水カードの発行をはじめ、ブログやメルマガ、フェイスブックなどのWEB媒体も活用しながら、積極的な情報発信に取り組んでいます。 欠損金については、令和元年度末に実施した減資により生じた資本剰余金を処理したことなどにより、次年度に繰り越す欠損金が8億1,655万2,062円となるなど、着実に低減を図っているところであり、引き続き、外部有識者で構成する「北海道企業局工業用水道事業経営懇談会」

	における意見等も踏まえながら、需要の拡大や経費の抑制などに取り組み、未処理欠損金の解消に向けて経営の改善に努めてまいります。
(2) 病院事業の経営については、当年度の純損失が5億1,590万2,866円となり、累積欠損金は538億5,662万5,844円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(道立病院局)	<p>病院事業の経営については、依然として多額の累積欠損金を抱えるなど、厳しい経営状況にあると認識しております。</p> <p>このため、「北海道病院事業改革推進プラン」に基づき、最重要課題である医師をはじめとする医療従事者の確保に重点的に取り組んでいるほか、経営改善に向けた病院経営の見直しを進めてきたところです。</p> <p>今後も、各病院独自の具体的な取組を設定した取組方針を着実に推進し、病院事業の経営改革に取り組みます。</p>

2 合规性の視点からは是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
(1) 支出に係る事項	
《指導事項》	
<p>特殊勤務手当のうち、新生児診療手当については、新生児特定集中治療室に入院する出生後28日を経過しない乳児の入院初日の診療に、主たる医師として従事したときに支給することとされているが、出生後28日を経過した乳児の診療に対して支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万円あった。</p> <p>また、指導医手当については、月の初日から末日までの間において、指導業務に従事した日の合計が8日以上で、その従事日数が、週休日、休日等以外の日の合計の2分の1以下の場合にあっては、手当の月額に100分の60を乗じて得た額としなければならないが、これを適用することなく月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、8,000円あった。(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>新生児手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p> <p>また、指導医手当の支給に当たっては、関係職員の従事日数を十分確認し、再発防止に努めます。</p>
(2) 契約に係る事項	
《指摘事項》	
<p>庁舎清掃業務委託契約において、病棟の改修工事に伴い、清掃を行う必要のない区域が発生したが、当該区域を清掃対象面積から除外する契約変更を行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、5万9,709円相当あった。(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>委託契約の契約変更にあたっては、工事の進捗に併せて契約内容を再度確認するとともに関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

《指導事項》	
ア 物品の賃貸借契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあつた。 (道立病院局)	予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
イ 委託契約に係る見積合わせの執行において、代表者又は権限を委任された者の押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとしているものがあつた。 (子ども総合医療・療育センター)	委託契約に係る見積合せに当たっては、見積書の確認を徹底するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
(3) 会計経理に係る事項	
《指導事項》	
ア 土地賃貸借契約について、平成25年(2013年)10月1日から平成31年(2019年)3月31日までに契約を締結し、令和元年(2019年)10月以後も引き続き同一条件で土地の貸付けを受け、さらに、当該契約において、貸付けの期間及び当該期間中の対価の額を定め、かつ、事情の変更その他の理由により当該単価の額の変更を求めることができる旨の規定をしていないことから、令和元年(2019年)10月から令和2年(2020年)3月までの土地の借受けに係る消費税等の税率は8パーセントとしなければならないが、10パーセントにより経理しており、消費税等の取扱いを誤っているものがあつた。 (道立病院局)	土地賃貸借契約に係る消費税等の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、消費税等の取扱いについては、必要な費用計上を令和2年度(2020年度)において行いました。
イ 当期分の賞与の支給において、前期に積み立てた賞与引当金があるときは、引き当てる額を限度として取り崩しを行うこととなるが、この額を超えて取り崩しを行っているものがあつた。 (道立病院局)	賞与引当金の経理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、限度を超えて取り崩した額については、令和2年度(2020年度)において計上を行いました。
ウ 前払費用に計上した賃借料については、前払費用を計上した翌期において、費用勘定へ振り替えなければならないが、平成29年度(2017年度)に計上した前払費用について振り替えを行わず、令和元年度(2019年度)においても前払費用に計上したまま決算を行っているものがあつた。この中には、契約を締結した年度の使用料として費用計上すべきとされている借上公宅の敷金や礼金を含むなど、経過勘定の取扱いが適切でないものとなっていた。 (道立病院局)	前払費用の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、令和元年度(2019年度)に計上していた前払費用については、必要な費用計上を令和2年度(2020年度)に行いました。
エ 固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産へと分類換えすることについて、あらかじめ道立病院部長の承認を受けなければならないが、さらに、処分理由	固定資産の廃棄については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

などを記載した書面により、物品に編入する旨の決議を行った後、廃棄を行うこととされているが、これらを行わないまま廃棄をしているものがあつた。
(子ども総合医療・療育センター)

3 公用車による交通事故が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置												
公用車による交通事故													
《指導事項》修繕費用が、1件10万円以上の支出があるもの													
<p>公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、計2部局で、3件、56万7,320円の支出があつた。</p> <p>【修繕費用の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向 陽 ケ 丘 病 院</td> <td>1</td> <td>188,397</td> </tr> <tr> <td>緑 ケ 丘 病 院</td> <td>2</td> <td>378,923</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>567,320</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	向 陽 ケ 丘 病 院	1	188,397	緑 ケ 丘 病 院	2	378,923	計	3	567,320	<p>職員の交通事故等の防止については、各院内会議など機会があるごとに注意を喚起し、その徹底を図っておりますが、今後も、あらゆる機会を通じて職員に注意喚起するとともに、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額											
向 陽 ケ 丘 病 院	1	188,397											
緑 ケ 丘 病 院	2	378,923											
計	3	567,320											

4 物品の損傷が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているもの	
《指摘事項》	
<p>公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、6万9,314円の支出があつた。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>公用車の管理に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、運行前後の点検を確実に実施することにより、適正な管理に努めます。</p>